

高第339号
令和3年5月15日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「まん延防止等追加対策」について

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に「『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」を実行するとともに、5月9日から5月31日までの間については、国により「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域への指定を受け、県内16市町を措置区域として対策を行ってきたところです。

しかしながら、5月14日には、新規感染者数は過去最多の155人となり、本日現在で9日間連続で100人越えとなるなど、感染拡大に歯止めがかかっておりません。また、感染は県内全域で確認されており、より広域に措置を実施し、これ以上の感染拡大を阻止することが急務です。

そのため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部では、5月16日から、特に感染拡大の傾向が見られる6市町を重点措置区域に追加するとともに、別添のとおり「まん延防止等追加対策」が示されたところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、何としても感染拡大に歯止めをかけるため、下記によりすべての関係者に対する感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

記

1 感染の急拡大を阻止するための対策の徹底

- 第4波では、福祉施設職員や利用者の方が、施設外で感染する事例が多く発生しています。発熱等体調不良の方は、本人の全ての行動（出勤、施設利用）をストップするよう、すべての関係者に徹底してください。併せて、家族など本人以外の関係者の健康状態の確認を徹底してください。
- すべての関係職員等が、日常生活での感染対策（マスク着用、手指消毒等）、体調管理（少しでも体調不良があれば休む等）に取り組むほか、特に感染リスクの高い場面を回避するよう徹底をお願いします。

2 これまでの感染拡大防止対策の継続徹底

- (1) 「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)による重点的な対策チェックの実施
各施設で設置している「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)により、以下の項目に対する重点的なチェックをお願いします。

- 日常生活での予防策の徹底(マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続)
- 施設の感染防止体制(職員研修の実施など)
- 持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策)
- 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等)

- (2) 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。

- (3) 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員、利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策(マスクの常用、手指衛生の強化等)の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室(ロッカー室)については、他の職員等と一定の距離を保つなど、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。
- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の个人防护具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。

- (4) 入所施設での予防的検査の実施について

県及び岐阜市では、感染拡大兆候の事前探知に向け、入所施設の従業者を対象とした予防的検査の実施を進めています。各入所施設においては、予防的検査の積極的な実施をお願いします。

<添付資料>

- ・「まん延防止等追加対策」(令和3年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		